

ホテル大阪屋宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項申込金を前項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後前項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものに限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)である場合。
- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
- (5) 宿泊しようとする者が、法人でその役員の中に暴力団員に該当する物のあるもの。
- (6) 宿泊しようとする者が、宿泊に關し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- (8) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (10) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 福島県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつて未到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1 当ホテルは、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります

- (1) 暴力団等反社会勢力。
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
- (3) 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるもの。
- (4) 宿泊しようとする者が宿泊に關し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- (5) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- (6) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合。
- (8) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 福島県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
- (10) 表裏での表たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、電話番号、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当ホテルが必要と認める事項。

2 宿泊客が第12項の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード・通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれを提示していただきます。

